令和６年度（２０２４年度）

# 第１回　熊本県文化財保護審議会

日　時：令和６年（２０２４年）７月２６日（金）

９時３０分～１１時３０分

場　所：県庁行政棟本館５階　審議会室

《会　議　次　第》

１　開　会

２　教育総務局長あいさつ

３　委員紹介

４　会長・副会長選出

５　議　題

（１）報告事項

ア　平成２８年熊本地震及び令和２年７月豪雨被災文化財に関する今年度の取組予定について

イ　能登半島地震に関する支援状況について

ウ　『熊本県文化財保存活用大綱』に関する今年度の取組予定について

（２）協議事項

文化財の県指定候補について

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・文化課公式ＳＮＳ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【X】

熊本県文化課（@kumamoto_bunka)

https://twitter.com/kumamoto_bunka

【Instagram】

熊本県文化課（@kumamoto_bunka)

https://www.instagram.com/kumamoto_bunka/

【Facebook】

熊本県文化課

https://www.facebook.com/profile.php?id=100093540437113

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・文化課文化財三次元データ公開・・・・・・・・・・・・・・

【Sketchfab（スケッチファブ）】

熊本県教育庁文化課

https://sketchfab.com/kumamotobunka

**熊本県文化財保護審議会委員名簿**

任期：令和６年（2024年）６月１日～令和８年（2026年）５月31日

| | 氏名 | 分野 | 所属・役職等 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 伊東　龍一 | 建築<br>－古建築 | 熊本大学名誉教授 | |
| 2 | 森山　学 | 建築<br>－近代化遺産 | 熊本高等専門学校建築社会デザイン工学科教授 | |
| 3 | 小粥　祐子 | 建築<br>－近世・意匠 | 崇城大学工学部建築学科准教授 | |
| 4 | 大森　洋子 | 建築<br>-町並み | 久留米工業大学工学部 建築・設備工学科教授<br>(学長補佐（地域連携センター長） | |
| 5 | 五島　昌也 | 建築・史跡 | 佐賀県地域交流部文化課文化財保護・活用室文化財保存・活用アドバイザー | |
| 6 | 前川　清一 | 建築（石造物）<br>・記念物 | 肥後金石研究会主宰、元県文化課課長補佐 | |
| 7 | 稲葉　継陽 | 美術工芸<br>－古文書 | 熊本大学永青文庫研究センター長 | |
| 8 | 小川　弘和 | 美術工芸<br>－古文書 | 熊本学園大学経済学部経済学科教授 | |
| 9 | 中西　真美子 | 美術工芸<br>－彫刻 | 熊本県立図書館 | |
| 10 | 山﨑　摂 | 美術工芸<br>・無形 | 八代市立博物館未来の森ミュージアム副館長補佐兼学芸係長 | |
| 11 | 竹原　明理 | 美術工芸<br>・民俗 | 熊本市立熊本博物館学芸員 | リモート |
| 12 | 山下　裕作 | 民俗 | 熊本大学大学院教授 | |
| 13 | 小畑　弘己 | 考古資料<br>記念物－史跡 | 熊本大学大学院教授 | |
| 14 | 杉井　健 | 考古資料<br>記念物－史跡 | 熊本大学大学院教授 | |
| 15 | 藤田　直子 | 記念物－名勝 | 筑波大学芸術系教授 | リモート |
| 16 | 副島　顕子 | 記念物－植物 | 熊本大学大学院教授 | 欠席 |
| 17 | 田中　均 | 記念物<br>－地質鉱物 | 熊本県博物館ネットワークセンターミュージアムパートナー | |

**事務局**

| | 氏名 | 所属等 |
|---|---|---|
| 1 | 井藤　和哉 | 熊本県教育庁教育総務局長 |
| 2 | 舟津　紀明 | 熊本県教育庁教育総務局文化課　課長 |
| 3 | 山瀬　佳規 | 熊本県教育庁教育総務局文化課　課長補佐 |
| 4 | 帆足　俊文 | 熊本県教育庁教育総務局文化課　課長補佐 |
| 5 | 坂井田端志郎 | 熊本県教育庁教育総務局文化課　主幹（文化財活用班担当） |
| 6 | 木村　龍生 | 熊本県教育庁教育総務局文化課　主幹（文化財調査班担当） |
| 7 | 永元　亮太 | 熊本県教育庁教育総務局文化課　指導主事（建造物・石造物）　※欠席 |
| 8 | 福田　匡朗 | 熊本県教育庁教育総務局文化課　参事（埋蔵文化財） |
| 9 | 能登原孝道 | 熊本県教育庁教育総務局文化課　参事（史跡・名勝・文化的景観）　※欠席 |
| 10 | 木庭真由子 | 熊本県教育庁教育総務局文化課　参事（文化財保護審議会） |
| 11 | 豊永結花里 | 熊本県教育庁教育総務局文化課　主任学芸員 |
| 12 | 花田　杜綺 | 熊本県教育庁教育総務局文化課　学芸員（天然記念物・埋蔵文化財） |
| 13 | 原田　信敬 | 熊本県教育庁教育総務局文化課　学芸員（民俗文化財・無形文化財） |
| 14 | 村上　幸奈 | 熊本県教育庁教育総務局文化課　学芸員（絵画・彫刻・工芸品） |
| 15 | 藤森あきの | 熊本県教育庁教育総務局文化課　学芸員（考古資料・埋蔵文化財） |
| 16 | 丸山　大輝 | 熊本県教育庁教育総務局文化課　学芸員（書跡・典籍・古文書・歴史資料） |

# 令和6年度（2024年度）第1回熊本県文化財保護審議会　座席表

（会場：県庁本館5階　審議会室）

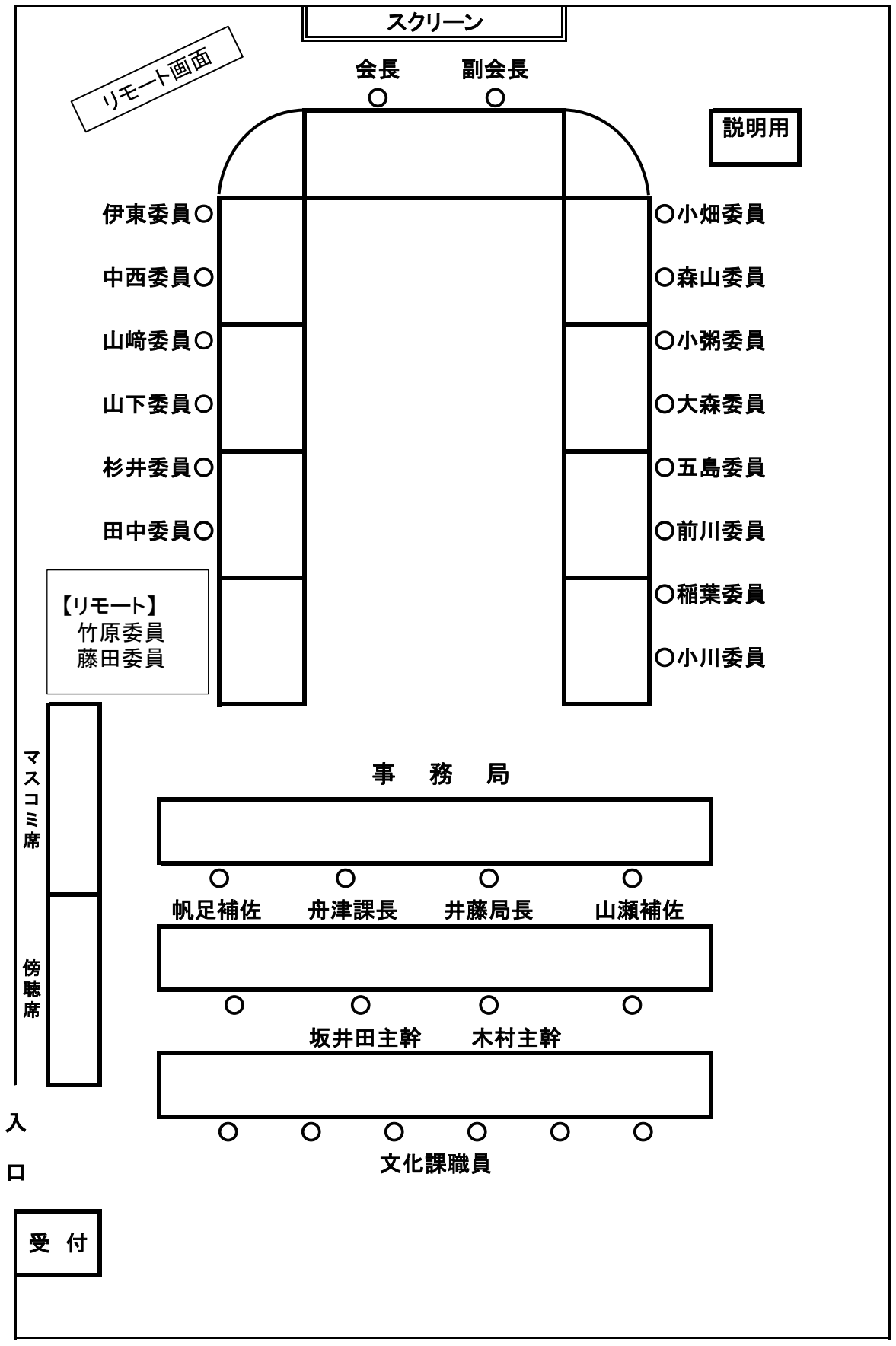

# ３　議題

## （１）報告事項

## ３　議題

### （１）報告事項

#### ア　平成 28 年熊本地震及び令和２年７月豪雨被災文化財に関する今年度の取組予定について

#### （ア）平成 28 年熊本地震

##### ａ　指定等文化財の被災状況及び復旧状況

##### （ａ）被災状況及び復旧状況

表１ 被災状況及び復旧状況一覧　　令和６年５月１日現在

| 区分 | 指定等の件数（被災当時） | 被災率（%） | 復旧対象件数 | 復旧件数 | 復旧率（%） |
|---|---|---|---|---|---|
| 国指定文化財 | 148 | 29.7 | 44<br>(12) | 37<br>(12) | 84 |
| 県指定文化財 | 383 | 15.4 | 58<br>(24) | 56<br>(23) | 96 |
| 国登録文化財 | 156 | 35.9 | 52<br>(41) | 52<br>(41) | 100 |
| 計 | 687 | 23.1 | 154<br>(　77) | 145<br>(　76) | 94 |
| （参考）<br>市町村指定 | 2,352 | 8.3 | 196<br>(151) | 166<br>(125) | 84 |

※（　）は行政所有以外の文化財数。
※被災文化財のうち県指定１件が指定解除、国登録４件が滅失、解体等。
※経過観察のもの、解体保存したものは、復旧と整理。

**令和６年度（2024 年度）復旧予定文化財**

・国指定文化財（史跡）　永安寺東古墳（永安寺東古墳・永安寺西古墳）
・国指定文化財（史跡）　塚坊主古墳
　（江田船山古墳　附　塚坊主古墳　虚空蔵塚古墳）

##### ｂ　被災古墳の復旧について

・古墳の復旧工法や日常の維持管理方法等について、国・県・市町村間で情報共有を行いながら事業を進めている。

表２ 被災古墳復旧状況一覧　　令和６年５月１日現在

| | 総数 | 復旧済 | | | | | 未復旧（応急処置済含む） | | | | | 経過観察・現状維持※ | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 国 | 県 | 市町村 | 未指定 | | 国 | 県 | 市町村 | 未指定 | | 国 | 県 | 市町村 | 未指定 |
| 被災件数（指定件数） | 38 | 3 | 1 | 1 | 1 | 0 | 7 | 5 | 0 | 2 | 0 | 28 | 2 | 11 | 14 | 1 |
| 被災古墳数 | 47 | 8 | 6 | 1 | 1 | 0 | 10 | 8 | 0 | 2 | 0 | 29 | 2 | 12 | 14 | 1 |

※軽微な被害で復旧する必要はなく、経過観察を行っているもの。

**令和６年度（2024 年度）の取組予定**

・県文化課による取組

→・復旧工法や日常の維持管理方法等について、国・県・市町村間で情報共有。

・委員会への市町村担当者の相互参加調整。

・被災古墳をテーマにした熊本県文化財保護大会の開催(11 月 18 日(月))。

・令和６年度（2024 年度）熊本県・菊文研文化財講座「甦れ　熊本の宝」全 10 回の開催。

・市町村による取組

→・国庫補助を活用しながら各市町で復旧事業を進める。

**表３ 被災古墳復旧事業取組予定一覧**

| 装飾の別 | 古墳名 | 令和６年度取組予定 |
|---|---|---|
| 装飾 | 塚原古墳群<br>（国史跡、熊本市南区） | 委員会開催、復旧工法・調査方法の検討<br>石材強度試験、丸山２号墳復旧工事 |
| 装飾 | 釜尾古墳<br>（国史跡、熊本市北区） | 委員会開催、復旧工法の検討<br>石室変位調査、環境調査、発掘調査 |
| 装飾 | 井寺古墳<br>（国史跡、嘉島町） | 委員会開催、復旧工法・調査方法の検討<br>石室内作業安全措置装置設置、復旧基本計画検討 |
| 装飾 | 永安寺東古墳・西古墳<br>（国史跡、玉名市） | 委員会開催<br>永安寺東古墳の復旧工事、報告書刊行 |
| 装飾 | 江田船山古墳・塚坊主古墳<br>（国史跡、和水町） | 委員会開催、復旧工法の検討<br>江田船山古墳石棺修復検討及び設計、塚坊主古墳復旧設計及び復旧工事 |
| 装飾 | 今城大塚古墳<br>（町史跡、御船町） | 委員会開催、復旧方針の検討<br>確認調査 |

## c　被災歴史的建造物について

### （ａ）復旧対象建造物と保存意向建造物

・地震で被災した歴史的価値を有する未指定の文化財建造物について復旧対象157件のうち128件の所有者が保存の意向を示している。

表４ 歴史的建造物の復旧状況一覧

| 復旧対象件数 | 保存意向 | 保存困難 |
|---|---|---|
| 157件 | 128件 | 29件<br>（解体済） |

### （ｂ）歴史的建造物への補助状況（平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金）

・所有者が保存の意向を示した128件のうち74件が復旧している。

表５ 歴史的建造物への補助状況　　令和６年６月１日現在

| 保存意向建造物（128件） | 被災文化財等補助金（77件） | | | | | その他（51件） | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 事業計画承認 | | | | 未申請 | グループ補助金で復旧 | 自力復旧 | 現状維持 |
| | | 交付決定 | 復旧済 | 繰越 | | | | |
| | 75 | 75 | 74 | 0 | 2 | 17 | 30 | 4 |

※事業計画承認　75件（R6年度：１件、R4年度：１件、R2年度：１件、R1年度：13件、H30年度：45件、H29年度：14件）

※交付決定　75件（R6年度：１件、R4年度：１件、R2年度：７件、R1年度：10件、H30年度：42件、H29年度：14件）

※復旧済み　74件（R4年度：５件、R3年度：３件、R2年度：16件、R1年度：30件、H30年度：16件、H29年度：４件）

**令和６年度（2024年度）の取組予定**

・個人住宅　主屋・門・塀復旧工事

（令和７年（2025年）３月31日完了予定）

## d　被災動産文化財について

### （ａ）救出文化財の返却の状況

・令和３年（2021 年）10 月末までに 47 件（39,333 点）全件の返却が完了。

表６ 救出文化財返却状況

| 年度 | 件数 | 点数 |
|---|---|---|
| 平成 28（2016）年度 | 7 件 | 5,153 点 |
| 平成 29（2017）年度 | 6 件 | 209 点 |
| 平成 30（2018）年度 | 10 件 | 7,337 点 |
| 令和元（2019）年度 | 21 件 | 23,863 点 |
| 令和２（2020）年度 | 2 件 | 2,757 点 |
| 令和３（2021）年度 | 1 件 | 14 点 |
| 合　計 | 47 件 | 39,333 点 |

### （ｂ）未指定動産文化財への補助状況（平成 28 年熊本地震被災文化財等復旧復興基金）

・基金による補助対象候補に選定された 22 件 56 点のうち８件 38 点が補助の対象となり、令和４年度末までに全ての復旧が完了。

表７ 未指定動産文化財への補助状況　　令和５年３月 31 日現在

| 補助対象候補として選定されたもの | 補助対象となったもの | 補助金により復旧完了したもの |
|---|---|---|
| 22 件 56 点 | 8 件 38 点 | 8 件 38 点 |

## e　埋蔵文化財について

### （a）県対応事業

・熊本地震からの復旧・復興に係る埋蔵文化財対応は、益城中央被災市街地復興土地区画整理事業（宮園Ａ遺跡）を残すのみとなっている。

**令和６年度（2024 年度）の取組予定**

・益城中央被災市街地復興土地区画整理事業：予備調査、発掘調査、整理作業

【調　　査】宮園Ａ遺跡第５次：弥生時代住居跡（終了）
※調査期間　令和６年（2024）３月５日～５月 28 日

【整理作業】宮園Ａ遺跡第４次：縄文時代住居跡
宮園Ａ遺跡第５次：弥生時代住居跡
※令和７年度（2025 年度）報告書刊行予定

表８ 益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の実績及び令和６年度の取組

| | 現地調査 | 整理作業 |
|---|---|---|
| 平成 30 年度～現在（2018 年度） | 予備調査 | |
| 令和元年度（2019 年度） | 第１次調査（甕棺墓群） | |
| 令和２年度（2020 年度） | 第２次調査（古代住居跡） | 『宮園Ａ遺跡１』熊本県文化財調査報告第 342 号 |
| 令和３年度（2021 年度） | 第３次調査（古代住居跡） | 『宮園Ａ遺跡２』熊本県文化財調査報告第 343 集 |
| 令和４年度（2022 年度） | （予備調査） | 『宮園Ａ遺跡３』熊本県文化財調査報告第 346 集 |
| 令和５年度（2023 年度） | 第４次調査（縄文時代住居跡） | |
| 令和６年度（2024 年度） | 第５次調査（終了）（弥生時代住居跡） | 宮園Ａ遺跡第４次及び宮園Ａ遺跡第５次整理作業 |

### （b）平成 28 年熊本地震に伴う派遣専門職員

・平成 29 年度（2017 年度）以降、県を含む６自治体にのべ 47 名が派遣されている。

・職員の派遣については、平成 29 年度（2017 年度）から令和元年度（2019 年度）までは文化庁とりまとめ、令和２年度（2020 年度）から３年度（2021 年度）までは熊本県（熊本城除く）とりまとめにより実施した。

・令和４年度（2022 年度）以降、熊本城調査研究センターを除く自治体への派遣は実施していない。

**令和６年度（2024 年度）受入予定**

・熊本城調査研究センター　１名（下期６ヶ月１名）。

表９ 平成 28 年熊本地震に係る他県からの専門職員派遣状況

| 派遣先 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 熊本県（文化課） | 4.0 | 3.0 | 2.0 | | | | | |
| 熊本市（埋蔵文化財調査室） | 3.0 | 3.0 | 3.0 | | | | | |
| 熊本市（熊本城調査研究センター） | 3.0 | 4.5 | 4.0 | 0.5 | 1.5 | 0.5 | 0.5 | 0.5 |
| 宇城市（文化課（当時）） | | 0.5 | | | | | | |
| 益城町（生涯学習課） | | 3.0 | 3.0 | 3.0 | 1.5 | | | |
| 嘉島町（生涯学習課） | | 1.0 | 1.0 | | | | | |
| 計 | 10.0 | 15.0 | 13.0 | 3.5 | 3.0 | 0.5 | 0.5 | 0.5 |

※半期の派遣は 0.5 で表示

### f　平成 28 年熊本地震文化財復旧記録集について

・平成 28 年熊本地震における文化財の被害状況とその復旧・復興に係る対応に関する記録を将来に残すとともに、今後、県内や他県において同様の災害が起きた際に、行政及び関係機関における初動対応やその後の復旧業務を行う際の参考となることを目的として、令和３年度（2021 年度）に作成した。

・令和５年度（2023 年度）に時点修正を行った記録集第２版を印刷製本し、県内市町村及び各都道府県並びに関係機関に配布している。

図１　平成 28 年熊本地震文化財復旧記録集

**【参考】**平成 28 年熊本地震文化財復旧記録集掲載ＨＰ
https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/125/198317.html

### （イ）令和２年７月豪雨被災文化財の復旧状況概要

#### ａ　指定等文化財の被災状況及び復旧状況

・県指定文化財の復旧は令和５年度（2023 年度）をもって完了。

表 10 被災状況及び復旧状況一覧　　令和６年５月１日現在

| 区分 | 指定等の件数（被災当時） | 被災率（%） | 復旧対象件数 | 復旧件数 | 復旧率（%） |
|---|---|---|---|---|---|
| 国指定文化財 | 164 | 9.1 | 15<br>(4) | 13<br>(4) | 86 |
| 県指定文化財 | 391 | 2.3 | 9<br>(6) | 9<br>(6) | 100 |
| 国登録文化財 | 172 | 11.0 | 18<br>(16) | 13<br>(11) | 72 |
| 計 | 727 | 5.9 | 42<br>(26) | 35<br>(21) | 83 |
| (参考)<br>市町村指定 | 2,397 | 1.7 | 40<br>(22) | 32<br>(18) | 80 |

※（　　）は行政所有以外の文化財件数。
※復旧件数には応急処置を行い、経過観察を行っているものも含む。
※国登録文化財「球磨川第四橋梁」が令和６年（2024 年）３月６日に抹消されたことに伴い復旧対象件数を 19 件（17 件）から 18 件（16 件）に修正。

**令和６年度（2024 年度）復旧予定文化財**

・国指定文化財（史跡）　大村横穴群

#### ｂ　被災歴史的建造物について

##### （ａ）復旧対象と所有者による保存意向の件数

表 11 歴史的建造物の復旧状況一覧

| 復旧対象件数 | 保存意向 | 保存困難 |
|---|---|---|
| 10 件 | ９件 | 1<br>（解体済） |

・令和４年度（2022 年度）から未指定の歴史的建造物の所有者に対する支援策として、県が熊本県建築士会に委託して国登録文化財化支援業務を実施中。
・令和２年７月豪雨で被災した歴史的価値を有する未指定の文化財建造物で復旧対象となるものは 10 件、うち９件が保存の意向を示された。９件中、国登録有形文化財への登録の意向を示したものは５件でうち１件については登録要件を満たさない改修を希望された。

・国登録有形文化財への登録意向を示した歴史的建造物のうち４件について令和４年度（2022 年度）に文化庁文化財調査官が現地調査を行った。その結果、２件は登録にする価値あり、１件は要検討、１件は改修が入り過ぎているため厳しいとの判断がなされている。
・令和６年度（2024 年度）は、昨年度追加で登録の意向を示した１件について文化庁文化財調査官が現地調査を行う予定。

**（ｂ）歴史的建造物への補助状況（球磨川流域復興基金）**

**令和６年度（2024 年度）以降の取組予定**

・現在、国登録の価値ありとされた１件について復旧工事を実施しており、登録後に球磨川流域復興基金から補助金を交付する予定。

**ｃ　被災動産文化財について**

**（ａ）救出文化財の返却の状況**

・被害のあった住宅や寺社など 17 件から、古文書、典籍、巻子、武具など 934 点を救出。
・台帳作成等を実施し、令和２年度（2020 年度）に応急処置が終了。
・現在、受入準備が整った所有者に対し適宜救出した文化財の返却を行っている。令和６年（2024 年）５月１日現在、10 件 319 点（うち１件 22 点は芦北町預かり）を返却した。

表 12 救出対象件数及び救出件数等の内訳　　令和６年５月１日現在

| 地域 | 対象件数 | 現地確認済件数 | 救出件数 | 救出点数 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 八代地域 | 18 件 | 18 件 | 0 件 | 0 点 | 八代市収蔵庫含まず |
| 水俣芦北 | 28 件 | 28 件 | 3 件 | 65 点 | |
| 人吉球磨 | 55 件 | 55 件 | 14 件 | 869 点 | |
| 合計 | 101 件 | 101 件 | 17 件 | 934 点 | |

表 13 救出文化財返却状況　　令和６年５月１日現在

| 年度 | 件数 | 点数 |
|---|---|---|
| 令和３（2021） | 7 件 | 89 点 |
| 令和４（2022） | 1 件 | 30 点 |
| 令和５（2023） | 2 件 | 200 点※ |
| 合計 | 10 件 | 319 点 |

※200 点中一部返却。残りは九州歴史資料館預かり。

**令和６年度（2024 年度）の取組予定**

・受入準備が整った所有者に対し随時返却を行う。
・引き続き救出文化財の管理を行う。

**（ｂ）八代市西部文化財収蔵施設所蔵資料について**

・球磨川の氾濫により八代市西部文化財収蔵施設が浸水被害。
・令和２年度（2020 年度）には、県・市町村が連携して写真資料の搬出・応急処置・八代市への返却を行った。
・令和３年度（2021 年度）には、独立行政法人国立文化財機構文化財防災センターによる実測図等のレスキュー作業が行われ、県も協力。レスキューされた資料は奈良市場冷蔵に搬出。
・令和４年度（2022 年度）以降は、八代市が国庫補助事業を活用し救出した資料類の乾燥作業等を進めている。
・八代市による事業は、令和９年度（2027 年度）に完了予定。

**ｄ　令和２年７月豪雨に係る埋蔵文化財の復旧・復興調査について**

**（ａ）対応状況**

・国事業：球磨川流域遊水地対象箇所の予備調査等の対応。
・県事業：復興事業に関連した工事に係る予備調査等は完了。

**令和６年度（2024 年度）の取組予定**

・国事業：球磨川流域遊水地対象箇所の予備調査等を継続して実施。

**（ｂ）人的支援**

・令和３年度（2021 年度）は学芸員１人を人吉市教育委員会歴史文化課（当時）へ派遣。

**ｅ　令和２年７月豪雨文化財復旧記録集について**

**（ａ）概要**

・令和２年７月豪雨における文化財の被害状況とその復旧・復興に係る対応に関する記録を将来に残すとともに、今後、同様の災害が起きた際の参考となるよう作成。
・特に参考となると予想される「レスキュー活動」・「初期対応」について時系列や実施主体等を含め詳しく記載する予定。
・その他、熊本地震の経験が生きた点や地震災害と豪雨災害の違い、新たに経験したこと等についても言及する予定。

**令和６年度（2024 年度）の取組予定**

・記録集作成作業（令和６年度（2024 年度）３月完成予定）

【参考】基金による支援

表 14 被災文化財に係る所有者負担軽減

<table>
<tr><th></th><th>平成 28 年熊本地震</th><th>令和２年７月豪雨</th></tr>
<tr><td>目的</td><td colspan="2">平成 28 年熊本地震または令和 2 年 7 月豪雨により被災した文化財の保全のため、国庫補助や熊本県文化財保存整備費補助を活用してもなお残る民間所有者負担を軽減する。</td></tr>
<tr><td>補助対象者</td><td>平成 28 年熊本地震により被災した文化財の所有者で、被災文化財の修理・修復を行う個人・法人（地方公共団体を除く）。</td><td>令和 2 年 7 月豪雨で被災した民間所有の国指定文化財、県指定文化財、市町村指定文化財及び国登録文化財の復旧費を補助する市町村。</td></tr>
<tr><td>補助対象経費</td><td colspan="2">文化財国庫補助事業対象経費の取扱いに準じる。<br>※被災後に指定した文化財も対象となる。</td></tr>
<tr><td>補助率</td><td colspan="2">(1)国指定<br> 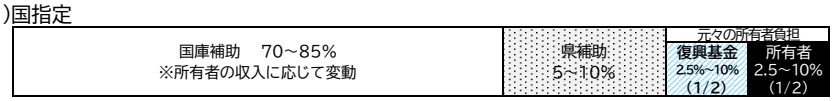

(2)県指定<br> 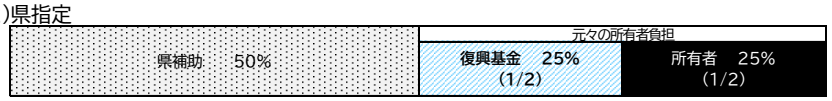

(3)市町村指定<br> 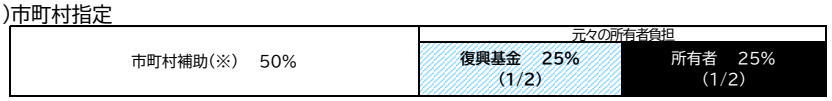

※ 市町村補助率が50%未満の場合は50%として計算した額を補助する。<br>(4)国登録<br>①設計費<br> 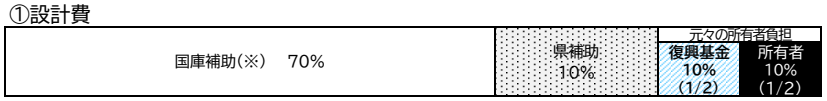

※ 国庫補助対象とならない場合は、所有者負担額の2/3<br>②工事費<br> 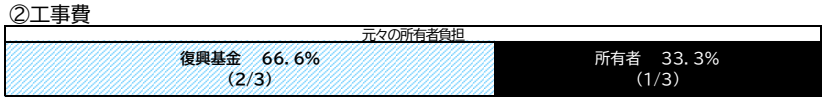

(5)未指定(歴史的建造物 ※宗教施設を除く)　※(5)～(6)は平成28年熊本地震のみ<br>①基本形<br> 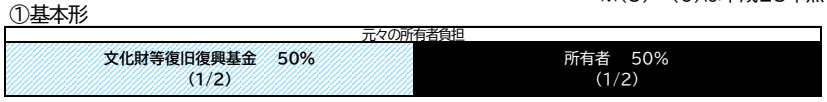

②嵩上げ補助(所有者から登録有形文化財となることの同意がある場合)<br> 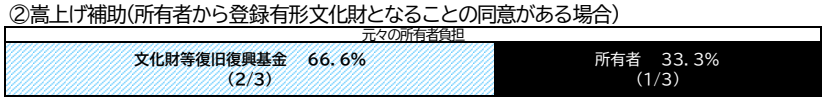

(6)未指定(動産文化財)<br> 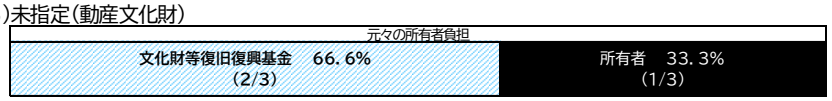

※ (1)～(6)の区分において、市町村独自に所有者への補助制度がある場合は、当該補助額を控除した所有者負担額に対し、復興基金での所有者負担軽減を行う。</td></tr>
<tr><td>交付申請の時期</td><td>事業実施前</td><td>事業完了年度以降</td></tr>
<tr><td>補助金交付窓口</td><td>文化課　（１）～（４）は総務班<br>（５）～（６）は文化財活用班</td><td>球磨川流域復興局<br>（事業内容に関する問合せ等は文化課）</td></tr>
<tr><td>要項等</td><td>・平成 28 年熊本地震復興基金条例<br>・平成 28 年熊本地震被災文化財等復旧復興基金条例<br>・熊本県補助金交付規則<br>・熊本県教育・文化等振興補助金等交付要項<br>・熊本地震被災文化財復旧復興事業費補助金要領</td><td>・熊本県球磨川流域復興基金条例<br>・熊本県補助金交付規則<br>・令和 2 年 7 月豪雨被災者等支援交付金（市町村事業）交付要項</td></tr>
</table>

表 15 地域コミュニティ施設等再建支援

<table>
<tr><th></th><th colspan="2">平成 28 年熊本地震</th><th>令和２年７月豪雨</th></tr>
<tr><td>目的</td><td colspan="3">被災した地域・集落における地域コミュニティの場として長年利用されてきた施設等の再建に要する経費を支援する。</td></tr>
<tr><td>対象施設</td><td colspan="3">次の要件をすべて満たすもので、地域・集落のコミュニティを維持するために復旧が必要と市町村長が認定する施設等<br>①市町村の区域内に存在している施設等であること。<br>②専ら地域（集落）の住民が利用する施設等であること。<br>③専ら地域（集落）の住民が交代で維持・管理している施設等であること。<br>④当該地域（集落）の住民が参加する祭りや行事などのコミュニティ活動に現 に活用され、今後も引き続き活用されることが確実な施設等であること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">対象経費</td><td>施設</td><td colspan="2">（建替）本体工事、付帯設備（電気、空調、衛生等）、外構工事、地盤復旧・改良工事、設計監理委託に要する経費　※土地購入費及び事務費を除く。<br>（修繕）建物本体、付帯設備及び外構の補修工事、地盤復旧・改良工事及び設計監理委託に要する経費　※土地購入費及び事務費を除く。<br>※　市町村等から補助金がある場合は、対象経費から控除する。</td></tr>
<tr><td>用具</td><td></td><td>文化企画・世界遺産推進課が対応</td></tr>
<tr><td>対象者</td><td colspan="3">上記施設等を管理する集落又は自治会</td></tr>
<tr><td>補助率</td><td colspan="3"> 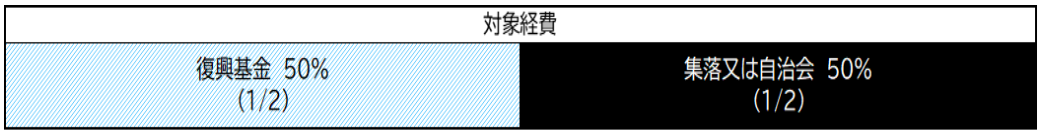

対象経費の 1/2<br>施設：補助上限 10,000 千円（1 件あたり）<br>用具：補助上限　1,000 千円（1 件あたり）</td></tr>
<tr><td>交付申請の時期</td><td colspan="3">事業完了年度以降</td></tr>
<tr><td rowspan="2">補助金交付窓口</td><td colspan="2">市町村課</td><td>球磨川流域復興局</td></tr>
<tr><td colspan="3">施設に関する問合せ等は文化課<br>用具に関する問合せ等は文化企画・世界遺産推進課</td></tr>
<tr><td>要項等</td><td colspan="2">・平成 28 年熊本地震復興基金条例<br>・熊本県補助金交付規則<br>・平成 28 年熊本地震復興基金交付金交付要項</td><td>・熊本県球磨川流域復興基金条例<br>・熊本県補助金交付規則<br>・令和 2 年 7 月豪雨被災者等支援交付金（市町村事業）交付要項</td></tr>
</table>

※令和 7 年度（2025 年度）をもって平成 28 年熊本地震関係の所有者負担軽減措置は終了する予定。

## イ　能登半島地震に関する支援状況について

### （ア）文化財レスキュー事業への支援

#### a　経緯

表 16 地震発生後から現在までの経緯

| 時系列 | 事柄 |
|---|---|
| １月１日 | 令和６年能登半島地震、発生（マグニチュード 7.6、最大震度７） |
| １月 25 日 | 石川県から文化庁に被災文化財の救援要請 |
| ２月６日 | 富山県から文化庁に被災文化財の救援要請 |
| ２月９日 | （独）国立文化財機構が令和６年能登半島地震被災文化財等救援事業（文化財レスキュー事業）と令和６年能登半島地震被災建造物復旧支援事業（文化財ドクター事業）の開始を発表 |
| ３月 25 日 | （独）国立文化財機構文化財防災センターから、文化遺産防災ネットワーク推進会議参画団体に被災文化財等救援隊員募集のメール発出 |
| ３月 27 日 | 九州・山口ミュージアム連携事業実行委員会（事務局：長崎県文化振興・世界遺産課）から九州・山口の各県担当宛てにメール連絡 |
| ４月 22 日～26 日 | 文化財レスキュー事業派遣（１回目）。<br>文化課１名 |
| ６月 24 日～28 日 | 文化財レスキュー事業派遣（２回目）。<br>博物館ネットワークセンター１名 |

#### b　令和６年能登半島地震被災文化財等救援事業（文化財レスキュー事業）の枠組み

・文化庁からの事業委託を受けた国立文化財機構が、「被災文化財等救援委員会」を設置。同委員会事務局の文化財防災センターが同委員会の構成員である「文化遺産防災ネットワーク推進会議参画団体（※）」に対して職員派遣を募集し、応募者によるレスキュー隊を編成し、文化財レスキュー事業を実施。
・熊本県職員は、文化遺産防災ネットワーク推進会議参画団体である「九州・山口ミュージアム連携事業実行委員会」の所属団体の熊本県の一員として応募し、文化財レスキュー事業に参加している。

※文化遺産防災ネットワーク推進会議参画団体（27 団体）2024 年 2 月 5 日現在
国立文化財機構、国立美術館、国立科学博物館、人間文化研究機構、国立国会図書館、国立公文書館、日本博物館協会、日本図書館協会、全国科学博物館協議会、文化財保存修復学会、日本考古学協会、日本文化財科学会、全国美術館会議、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会、全国大学博物館学講座協議会、宮城歴史資料保全ネットワーク、歴史資料ネットワーク、西日本自然史系博物館ネットワーク、全国歴史民俗系博物館協議会、大学博物館等協議会、文化財保護・芸術研究助成財団、文化財保存支援機構、日本民具学会、九州・山口ミュージアム連携事業実行委員会、国宝修理装潢師連盟、映画保存協会、日本民俗学会

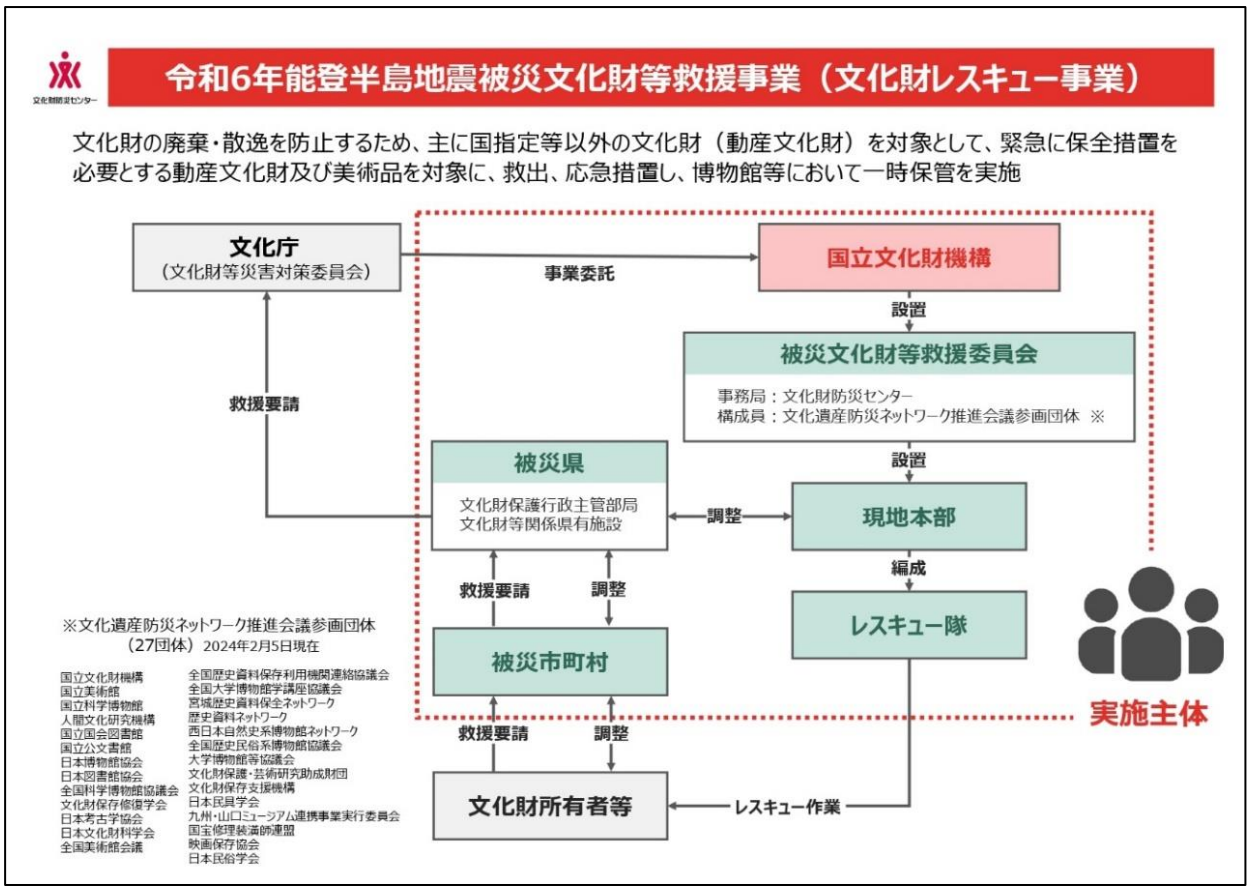


図２　令和６年能登半島地震被災文化財救援事業スキーム

【参考】独立行政法人国立文化財機構ＨＰ
令和 6 年能登半島地震に係る文化財レスキュー事業と文化財ドクター派遣事業の開始について
https://ch-drm.nich.go.jp/facility/2024/02/6-1.html

## ｃ　文化財レスキュー事業参加報告

### （ａ）概要

・文化財レスキュー事業は、石川県庁内に金沢現地本部、能登町立柳田公民館内に能登現地本部を置き、これら現地の２拠点と奈良本部が連携して実施されている。

・能登現地本部を拠点として、現地駐在員の指示に従い「レスキュー隊」の一員として、奥能登地域（輪島市・珠洲市・能登町等）の社寺及び美術館等に出向き、①救援対象の調査、②救出、及び③環境整備作業に従事。

・熊本県からはこれまでに２回・２名（文化課１名、博物館ネットワークセンター１名）が参加。８月５日から、３回目として文化課１名が参加予定。

表 17 文化財レスキュー事業従事概要

| | １回目 | ２回目 |
|---|---|---|
| 期　　間 | 令和６年４月 22 日～26 日 | 令和６年６月 24 日～28 日 |
| 人　　数 | １名<br>（文化課） | １名<br>（博物館ネットワークセンター） |
| 作業対象地 | 石川県輪島市・珠洲市・七尾市 | 石川県輪島市 |
| 作業概要 | ・各作業対象地を１日単位で訪問し作業に従事（調査、救出、環境整備作業）。 | ・作業対象地の個人宅２件を２日単位で訪問し作業に従事（救出、搬出作業）。 |
| 備　　考 | ・レスキュー隊は１チームの編成。<br>・レスキュー隊への参加者は計９名。<br>・その他、文化財防災センターから現地駐在員として３名（週前半３名、後半２名）が常駐。<br>・９名中７名が国立文化財機構並びに博物館及び美術館職員。<br>・残る２名が自治体職員。熊本県職員と（一財）大阪市文化財センター職員だが、いずれも参画団体からの応募で参加。 | ・レスキュー隊は１チームの編成。<br>・レスキュー隊への参加者は計11名。<br>・その他、文化財防災センターから現地駐在員として３名（週前半３名、後半２名）が常駐。<br>・11 名の内訳は、７名が国立文化財機構並びに博物館及び美術館職員、２名が文化財保存支援機構職員、１名が大学職員。<br>・自治体からは熊本県のみ参加。 |

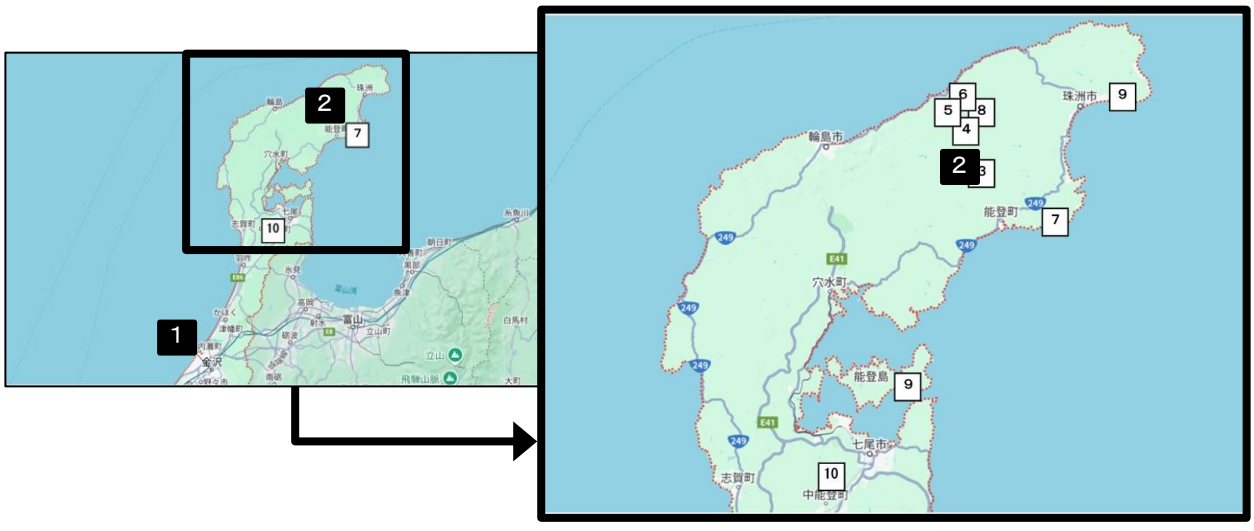


【凡例】

1 金沢本部（石川県庁）　2 能登現地本部（能登町）　3 宿泊地（能登町）
4～6・8・9 作業対象地　7 仮保管場所１（能登町）　10 仮保管場所２（中能登町）

図３　１回目参加時の主な作業対象地

**（ｂ）今後の予定**

・今後も独立行政法人国立文化財機構からの募集に応じて、随時、学芸員の派遣を行う予定。

・また、令和７年（2025 年）２月開催予定の令和６年度熊本県文化財保護行政担当者研修「基礎編　文化財の防災（報告編）（仮）」にて、市町村等に対し本事業に派遣した県職員から報告を行う予定。

**（イ）その他**

・石川県で検討を進めている復興基金制度設計等に伴う問合せに対応。

・なお、地震発生直後は文化庁から頻繁に問合せがあり、新潟県・富山県からも問合せを受けている。

**ウ　『熊本県文化財保存活用大綱』に関する今年度の取組予定について**

**（ア）経緯**

・令和３年（2021 年）３月『熊本県文化財保存活用大綱（以下、「大綱」）』策定。

・計画期間は、令和３年度（2021 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの概ね 10 年間。今年度取組４年目。

・令和３年度（2021 年度）から大綱第４章（県が取り組むこと）及び第５章（市町村への支援）記載の文化財を「まもる」、「活かす」、「伝える」、人・組織を「育てる」の４つの項目に示した各種取組を実施。

**（イ）大綱に係る取組**

・４項目を柱にのべ 25 の取組を実施。

・特に「速やかに推進体制を整えて継続して取り組む項目」、「その他の項目」について重点的に取り組みを行っている。

**【速やかに推進体制を整えて継続して取り組む項目】**

・文化財専門職員としてのスキルアップ（研修の実施）
【『大綱』第４章　４　人・組織を育てる（p54）】

・悉皆調査の実施　【『大綱』第４章　１　文化財をまもる（p43）】

・観光部局等との庁内連携
【『大綱』第４章　２　文化財を活かす（p51）、４　人・組織を育てる（p54）】

**【その他の項目】**

・出前授業　【『大綱』第４章　１　文化財をまもる（p43）】

・三次元計測　【『大綱』第４章　１　文化財をまもる（p44）】

・古墳損傷チェックシート作成の取組
【『大綱』第４章　１　文化財をまもる（p44）】

・無形民俗文化財の保存・継承　【『大綱』第４章　１　文化財をまもる（p46）】

表 18 大綱に係る取組一覧【文化財をまもる】

| 項目 | 内容 |
|---|---|
| **(1) 文化財を「まもる」意識の醸成** | 「まもる」「活かす」「伝える」の意識醸成に繋がる取組の総括 |
| | 関係機関情報収集 |
| | **出前授業** |
| (2) 指定等による保護措置の推進 | 連携、相談、助言 |
| | 市町村との意見交換会 |
| | 窓口一本化 |
| **(3) 文化財に関する悉皆調査の実施** | **全体計画作成** |
| **(4) 文化財情報の記録作成** | **三次元計測** |
| | **古墳損傷チェックシート** |
| | **その他分野の記録保存推進** |
| (5) 文化財保護のための安定的な予算の確保 | 文化財関係予算（総括） |
| | 民間団体等助成とりまとめ<br>市町村に一覧を示す |
| (6) 災害等への備え | 防災マニュアル（総括） |
| | 市町村、所有者への防災・防犯対策への助言等 |
| **(7) 文化財保存のための調査の実施** | 古墳に関する調査 |
| | **無形民俗文化財の保存継承** |
| (8) 市町村等が実施する文化財修理・調査等事業に対する助言 | 助言、財政的支援 |
| (9) 関係する機関・団体等との連携 | 関係づくり（総括） |
| | 大学との連携検討 |
| (10) 文化財保存のために必要な施設の設置 | 保存や管理を行う施設の在り方の検討 |
| (11) 未指定文化財の保存の取組 | 情報収集 |
| | 国登録拡大対応 |

表 19 大綱に係る取組一覧【文化財を活かす】

| 項目 | 内容 |
|---|---|
| **【教育・文化的な活用】** | |
| (1) 学校教育・社会教育と連携した文化財の活用 | 「まもる」「活かす」「伝える」の意識醸成に繋がる取組の総括 |
| | 市町村への情報提供、取組推進 |
| **【地域の活力を生み出す活用】** | |
| **(1) 文化財で地域の活力を生み出す取組** | 市町村からの相談 |
| | **研修、会議を通じた情報提供** |
| (2) 文化財活用事例の収集と情報提供 | 事例集活用、市町村への情報提供 |
| (3) 活用における広域連携の推進 | 市町村との意見交換会 |
| **(4) 文化財を活かした観光・まちづくり等における他部局・民間団体等との連携強化** | **観光部局等との会議** |
| | **情報提供と連携取組の模索** |
| **【デジタル技術の活用】** | |
| **(1) デジタル技術を活用した取組の推進** | **観光面での情報収集等** |
| | **市町村への研修** |

表 20 大綱に係る取組一覧【文化財を伝える】

| 項目 | 内容 |
|---|---|
| (1) 文化財に触れ、知る機会の創出 | 美術館との連携 |
| | 古墳館等との連携 |
| | わかりやすく親しみやすい現地説明会（総括） |
| (2) ホームページや SNS、冊子等を通じた文化財の情報発信の推進 | ポータルサイトの構築 |
| (3) 子どもたちや地域住民に向けた文化財を次世代に伝える取組 | 「まもる」「活かす」「伝える」の意識醸成に繋がる取組の総括 |
| (4) 文化財所有者に向けた文化財を次世代に伝える取組 | 所有者に価値を伝える、公開活用を進める |

表 21 大綱に係る取組一覧【人・組織を育てる】

| 項目 | 内容 |
|---|---|
| (1) 文化財各分野の専門性の強化及び組織体制の充実 | 専門職員の採用、組織体制 |
| **(2) 文化財専門職員としてのスキルアップ** | **必要な研修・勉強会開催等（総括）** |
| | **市町村向けの研修計画と実施** |
| | 人事交流検討 |
| **(3) 庁内関係部局との連携推進** | **観光部局等との会議** |
| | 適宜情報提供と連携取組の模索 |
| (4) 次世代の文化財保護を担う人材の育成 | 大学との共同事業、大学生対象のインターシップ等の検討 |

表 22 大綱に係る取組一覧【災害】

| 項目 |
|---|
| 防災マニュアル（総括） |
| 【平時における災害への備え】 |
| 文化財の所在及び所有者の把握 |
| 記録の作成 |
| 災害のリスクの把握と周知 |
| 日常的な防災対策の促進 |
| 災害が想定される際の事前対策の働きかけ |
| 災害対応に関する体制強化と災害発生時の対応の整理 |

## （ウ）令和６年度（2024 年度）の取組予定

### ａ　速やかに推進体制を整えて継続して取り組む項目

#### （ａ）文化財専門職員としてのスキルアップ（研修の実施）

・対象：・市町村文化財保護行政担当職員
（文化財専門職員・文化財行政担当職員・博物館等施設職員）
・大学関係者（熊本大学埋蔵文化財調査センター職員）
・県関係機関職員　※今年度から追加
（文化企画・世界遺産推進課・美術館・装飾古墳館・歴史公園鞠智城温故創生館・図書館（くまもと文学・歴史館）・博物館ネットワークセンター）

## 令和６年度（2024 年度）の取組予定

表 23 研修内容一覧

| 研　修　名 | | 開催日 | 内　容 |
|---|---|---|---|
| 基礎編 | 文化財保護行政<br>（入門編） | ８月<br>16 日 | 【目的】<br>文化財保護行政の基礎を学ぶ。<br>【主な内容】<br>県文化課の業務内容、市町村専門職員配置状況、文化財保護法、文化財の種別等 |
| 基礎編 | 発掘調査<br>（安全衛生編） | 12 月 | 【目的】<br>現場における安全衛生について基礎的な知識を学ぶ。安全衛生等への意識向上及び事故の防止を図る。<br>【主な内容】<br>発掘調査現場における安全衛生 |
| 基礎編 | （仮）<br>文化財の防災<br>（報告編） | ２月 | 【目的】<br>能登半島派遣報告を共有し、文化財の防災、災害時の対応等について考える。<br>※派遣状況により内容変更<br>【主な内容】<br>文化財の防災、災害時の対応、能登半島派遣報告 |
| 専門編 | 古文書<br>（初級編） | ７月<br>22 日 | 【目的】<br>古文書の調査手順、記録作成方法等の専門的な知識を学ぶ。<br>【主な内容】<br>古文書の調査・記録・活用 |
| 専門編 | 美術工芸品<br>（彫刻）<br>（実践編） | ９月 | 【目的】<br>彫刻の維持管理方法等の専門的な知識を学ぶ。<br>【主な内容】<br>座学と実践（堂宇での清掃） |
| 専門編 | 三次元計測<br>（初級編） | 10 月 | 【目的】<br>文化財三次元計測について専門的な知識を学ぶ。<br>【主な内容】<br>三次元計測について、計測実践 |

**（ｂ）悉皆調査の実施**

・令和５年度（2023 年度）をもって近代和風建築総合調査が完了。
・令和６年度（2024 年度）から３ヵ年で祭り・行事調査を実施予定。

**【参考】**祭り・行事調査事業概要

・概要：祭り・行事は、それぞれの地域の生活文化の核となるもので、地域住民を結集する大切な役割を果たしてきたが、少子高齢化や新型コロナウイルス感染症拡大等の急激な社会の変化によって行事の形態が変貌し、消滅の危機にさらされている。
本調査は祭り・行事をリストアップし、主な祭り・行事について現況を調査することで保護施策立案の基礎資料とすること、また、地域文化の高揚に資することを目的に実施する。
・調査期間：令和６年度（2024 年度）～令和８年度（2026 年度）

**令和６年度（2024 年度）の取組予定**

・祭り・行事調査事業（１年目・基礎調査）
調査委員会の指導を受け調査テーマと調査地区を設定。
県内の祭り・行事について網羅的な調査を実施する予定。

**（ｃ）観光部局等との庁内連携**

・令和３年度（2021 年度）、文化財の適切な保存・活用について県庁内の関係部署間の協議及び情報共有を行い、より効果的な取組とすることを目的として「文化財活用庁内連携会議」を立ち上げ。
・令和３年度以降、年２～３回程度会議を開催。

表 24 文化財活用庁内連携会議経緯

| 時系列 | 事柄 |
|---|---|
| 令和３年度<br>（2021 年度） | ・「文化財活用庁内連携会議」立ち上げ<br>・会議３回（県庁・人吉市・山都町）<br>・意見交換会１回（㈱くまもとＤＭＣ） |
| 令和４年度<br>（2022 年度） | ・会議３回（県庁・熊本市・阿蘇市） |
| 令和５年度<br>（2023 年度） | ・会議２回（阿蘇市・多良木町） |

**【会議メンバー】**

広報グループ、地域振興課、文化企画・世界遺産推進課、観光国際政策課、観光企画課、観光振興課、販路拡大ビジネス課、文化課
（オブザーバー）関係課、地域振興局、関係市町村等

**令和６年度（2024 年度）の取組予定**

・山都町・嘉島町を会場に２回会議を開催予定。

### b　その他の項目

#### （a）出前授業

・県内の児童・生徒を対象に被災文化財復旧の取組や地域の文化財に関する情報発信を行い、文化財保護や継承への意識を高めるとともに、担い手としての素地の育成を図ることを目的に実施。
・授業は平成 28 年熊本地震及び令和２年７月豪雨被災文化財の復旧及び文化財の大切さを伝える内容とする。

**令和６年度（2024 年度）の取組予定**

・県内 16 の小・中学校を対象に実施予定。

表 25 出前授業実施校数一覧

| 地区 | 平成 28 年熊本地震 | 令和２年７月豪雨 |
|---|---|---|
| 熊本 | ― | ― |
| 宇城 | 小学校　1 | ― |
| 玉名 | | ― |
| 菊池 | 小学校　5 | ― |
| 阿蘇 | 小学校　1 | ― |
| 上益城 | | ― |
| 八代 | 小学校　3 | |
| 芦北 | | 中学校　1 |
| 球磨 | | 中学校１、小学校２ |
| 天草 | 小学校　2 | ― |
| 計 | 12 校<br>（小学校 12 校） | ４校<br>（中学校２校、小学校２校） |

※「―」は対象外の地域。

#### （b）三次元計測

・三次元計測等のデジタル技術による文化財情報の記録化を進めるとともに市町村と技術や方法等の共有を図ることを目的としている。
・令和３年度（2021 年度）以降、文化財の三次元計測を進めるとともに市町村を対象に研修等を実施している。
・県指定（候補）の文化財や市町村から依頼のあった文化財、滅失・散逸の可能性が高い文化財等（ハザードマップでの浸水域等）を優先してデータ化を進める。

**令和６年度（2024 年度）の取組予定**

・三次元計測候補文化財リストの精査を行った上で計測必要件数の抽出。
・文化財の三次元計測の実施。
・三次元研修（初級編）の開催。
・三次元計測に係る経費の予算化を検討。

**（ｃ）古墳損傷チェックシート作成の取組**

・古墳損傷チェックシート（古墳カルテ）を作成し、古墳の保存や活用、整備、災害等に備えることを目的に実施。
・令和５年度（2023 年度）に『古墳損傷チェックシート作成マニュアル』を作成し市町村へ配付済。
・三次元計測と連携しながら取り組む予定。

**令和６年度（2024 年度）の取組予定**

・古墳損傷チェックシート（古墳カルテ）の作成推進。
・実地研修等を開催するなど市町村が古墳カルテの作成に取組める方法を検討。
・三次元研修（初級編）の開催。

**（ｄ）無形民俗文化財の保存・継承**

・無形民俗文化財を次世代に継承していくための方策について関係市町村との意見交換を進めるとともに、無形民俗文化財を記録する方法の検討進めることを目的に実施。
・県内無形民俗文化財・無形文化財の記録化と活性化を目指す。
・令和５年度（2023 年度）に『映像記録マニュアル』を作成し市町村へ配付済。

**令和６年度（2024 年度）の取組予定**

・市町村等と連携して映像記録の作成を進める。

**（エ）市町村における文化財保存活用地域計画の取組予定について**

**ａ　文化財保存活用地域計画とは**

・文化財保護法に位置付けられた市町村における文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画。
・多様な文化財を俯瞰し、総合的・一体的に保存・活用することにより、地域の特徴を活かした地域振興に資するとともに、確実な文化財の継承につなげるもの。
・計画の作成・実施により、住民・民間団体・文化財部局・庁内関係部局等が地域総がかりで文化財を守り、活かし、伝える体制の構築を図り、文化財の存続につなげていくことが期待される。

**【参考】**文化財保存活用大綱と文化財保存活用地域計画

・文化財保存活用大綱
　都道府県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化するもので、都道府県内における各種の取組を進めていく上で共通の基盤となるもの。
・文化財保存活用地域計画
　市町村において取り組んでいく目標や取組の具体的な内容を記載した、当該市町村における文化財の保存・活用に関する基本的なアクションプラン。

**【参考】**内容と作成のメリット

・計画の記載事項は、文化財保護法（第 183 条の 3 第 2 項）に記載されているが、具体的には文化庁の指針を参照（指針は文化庁 HP からダウンロード可能）。
・計画作成のメリットとして「文化財保護におけるビジョンの共有」や「文化財保護行政への他部局・上層部の理解促進」などが見込める。

**【参考】**国庫補助事業及び優遇措置

・計画を作成している自治体に対し、国庫補助事業において様々な優遇措置がとられている。

**b　県内の作成状況**

・現在、水俣市、多良木町、南阿蘇村が計画策定に取り組んでいる。
・そのうち、多良木町は令和６年（2024 年） 7 月 19 日に県内で初めて文化庁長官の認定を受けた。

**令和６年度（2024 年度）の取組予定**

・保存活用地域計画の作成に係る支援（補助金手続き含む）。
・保存活用地域計画認定に係る支援
・未策定自治体への周知・啓発。

# 参考資料

参考：関連法令状条項

**○文化財保護法**（昭和２５年法律第２１４号）抜粋

（地方文化財保護審議会）

第１９０条　都道府県及び市町村（いずれも特定地方公共団体であるものを除く。）の教育委員会に、条例の定めるところにより、文化財に関して優れた識見を有する者により構成される地方文化財保護審議会を置くことができる。

２　特定地方公共団体に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くものとする。

３　地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。

４　地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

**○熊本県文化財保護審議会条例**（昭和５１年３月３０日条例第４９号）

（趣旨）

第１条　文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号）第１９０条の規定に基づき、熊本県文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第２条　審議会は、委員２０人以内で組織する。

２　特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

３　委員及び臨時委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、熊本県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命する。

（委員の任期）

第３条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

３　臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長）

第４条　審議会に、会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　審議会は、会長が招集する。

２　会長は、審議会の議長となる。

３　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

４　臨時委員は、当該特別の事項に関する会議については委員とみなす。

５　審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決して、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第６条　審議会の庶務は、熊本県教育庁において処理する。

（雑則）

第７条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、教育委員会が定める。

# 審議会等の会議の公開に関する指針

平成１０年１２月１１日熊本県知事決定
改正平成１３年3月３０日

## 第1　目的

この指針は、熊本県情報公開条例（平成１２年熊本県条例第６５号。以下「条例」という。）第３２条に基づき、審議会等の会議の公開に関する基本方針を定めることにより、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政への参加を促進するとともに、開かれた県政の推進に資することを目的とする。

## 第2　審議会等

この指針において「審議会等」とは、知事の附属機関及びこれに類するものをいう。

## 第3　公開の基準

審議会等は、原則として会議を公開する。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該会議を公開しないことができる。

ア．条例第7条各号に規定する不開示情報に該当する事項について審議等を行うとき。

イ．会議を公開することにより、公正又は円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められるとき。

## 第4　公開･非公開の決定

ア．審議会等は、第3に定める公開の基準に基づき、会議の公開･非公開の決定を行うものとする。

なお、公開の会議中において、会議を非公開とすべきであると認められるに至ったときは、審議会等は、会議を非公開とすることができるものとする。

イ．審議会等は、会議の審議事項に非公開とする事項とそれ以外の事項がある場合において、審議を分割して行うことができると認められるときは、非公開の事項に係る部分を除いて、会議を公開するよう努めるものとする。

**第5　公開の方法**

**ア．審議会等は、会議を公開するときは、県民の傍聴のために、会場に一定の傍聴席を設けるものとする。**

**また、審議会等の長は、会議を円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとする。**

**イ．審議会等は、会議の終了後において会議資料及び会議録等を閲覧に供するよう努めるものとする。**

**第6　会議開催の周知**

**審議会等は、公開の会議を開催するに当たっては、当該会議の開催日の1週間前までに、次の事項を熊本県公報に登載するとともに、報道機関へその情報を提供するものとする。 ただし、緊急に会議を開催する必要があると認められるときは、この限りでない。**

**①　開催日時**

**②　場所**

**③　議題**

**④　傍聴者の定員**

**⑤　傍聴手続**

**⑥　問い合わせ先**

**⑦　その他必要な事項**

**第7　その他**

**⑴　知事は、審議会等の名称、審議事項等に関する資料を作成し、県民の利用に供するものとする。**

**⑵　知事は、毎年1回、各審議会等について、この指針の運用状況をとりまとめ、公表するものとする。**

**⑶　この指針に定めるもののほか、この指針の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。**

**⑷　この指針は、平成11年4月1日以降に開催される審議会等の会議から適用するものとする。ただし、会議の公開･非公開の決定に関する部分の規定は、平成11年1月1日以降に開催される審議会等の会議から適用するものとする。**